

議員提出第6号議案

神戸市がん対策推進条例の一部を改正する条例の件  
神戸市がん対策推進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月27日提出

提出者 神戸市会議員全員

神戸市がん対策推進条例の一部を改正する条例  
神戸市がん対策推進条例（平成26年3月条例第59号）の一部を次のように改正する。

第11条に次の1項を加える。

- 2 市は、がん患者の就労に関する啓発活動，治療と就労の両立についての相談体制の整備その他のがん患者の就労に関する必要な支援をするよう努めるものとする。

附 則

この条例は，令和2年1月1日から施行する。

理 由

がん患者の就労に関する啓発活動を始め，日々の生活を送る上で必要となる継続就労，職場復帰，新規就労などがん患者の就労に関する支援を強化するに当たり，条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市がん対策推進条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(がん患者等への支援)

第11条 市は、肉体的な痛みだけでなく、精神的な不安や悩みに直面するがん患者等をサポートするため、相談体制の充実を図るとともに、患者会等が行う活動を支援するよう努めるものとする。

---

---

---

---

(改 正 案)

2 市は、がん患者の就労に関する啓発活動、治療と就労の両立についての相談体制の整備その他のがん患者の就労に関する必要な支援をするよう努めるものとする。